

生活困窮者支援における 子どもと家族支援

アフターケア相談所ゆずりは
高橋亜美

2020年度

児童虐待相談対応件数 205,029件

(措置支援は5% 約95%は自宅に戻り継続的な指導)

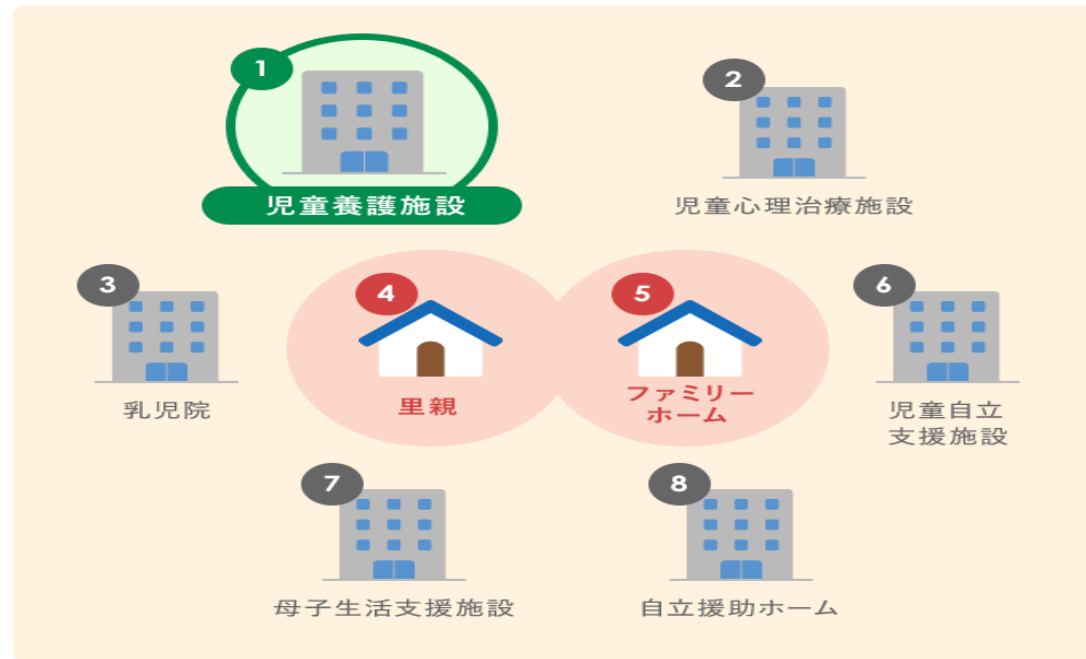
DV相談件数 190,030件 (前年度の1.6倍)

社会的養護とは

社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)

社会的養育のもと育つ子どもたち 45,000人



親・家族とはなれ、友達・地域のひと
住み慣れた家を町・学校を離れ
誰ひとり知っているひとがいない環境で新しい生活が始まる

社会的養護とは 「類型と児童等数」

種別	施設等数	入所・委託児童数
①児童養護施設	605か所	25,282人
②里親	4,245世帯	5,424人
③乳児院	140か所	2,706人
④ファミリーホーム	347か所	1,434人
⑤児童自立支援施設	58か所	1,309人
⑥児童心理治療施設	46か所	1,280人
⑦母子生活支援施設※	227か所	6,346人
⑧自立援助ホーム※	154か所	573人
①～⑥計		37,435人
①～⑧計		44,354人

厚生労働省 「社会的養護の推進に向けて」
(2019年)

退所後の困難な状況



不安定な就労状態

虐待のトラウマによる精神不安

保証人に関する問題 借金

予期せぬ・望まない 妊娠・中絶・出産

ホームレス 犯罪 希死念慮 自殺

- 原則18歳での退所 一人暮らし
- 家族・親など一切頼ることができない
(さまざまな保証人、拠り所となる存在や場所)
- 虐待のトラウマ
(目に見えない症状、障害、苦しさ)
- 低学歴・無資格
- 自分が働き続けないとたちまち住まいをなくす
(常に緊張を強いられている状態)

施設退所直後にまず困ったこと

○孤独感・孤立感（34.6%）

○金銭管理（32.0%）

○生活費（31.0%）

東京都における児童養護施設等退所者の実態調査（2017年2月）



アフターケア相談所ゆずりは

対象は
社会的養育を受けた、あるいは、
必要であったのに受けられなかつ
た大人たち

子どもの頃に受けた深い傷つきで
大人になっても苦しい思いをして
生きている人たち

ゆずりはへの年間のべ相談件数4万5千件
 毎日50～100件の相談が
 メールや電話で届く
 相談者の実数は年間678人 **性別 年代**

アフターケア相談所ゆずりは 2020年度相談件数

1 相談者数（実数） 合計 678人

支援関係者	222人 （児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、養育家庭、児童相談所、子ども家庭支援センター、障害福祉センター、婦人保護施設、産婦人科・精神科医、助産院、都立高校、特別支援学校、女性シェルター、ホームレス支援団体、弁護士事務所、司法書士事務所他）			
施設退所者	252人	（都内施設出身 167人	地方施設出身 85人）	
里親家庭	42人	（里子 22人	里親 20人）	
その他	162人			

2 退所者種目別相談件数（延べ数） 合計 45555件

	生活相談	就学・就労支援	居場所支援	支援機関からの相談
件数	36789	2978	1022	4766

「助けて」簡単に言えない
相談することは難しい

(経済的困難 生活困窮が背景にある)

自分が置かれている危機的な状況に鈍感

自分に厳しい・甘えちゃいけない

「自立」という言葉に苦しめられてきた

○自立するために何ができるかではなく
孤立しないためにできること

○困った状況にあるひとが安心して相談ができる。
抱えさせられた問題と一緒に考える。

○追い詰めず、押し付けず、ゆだねる、信じる。

様々な手続き

- 生活保護、支援措置、健康保険証、年金
- 自立支援医療・精神保健福祉手帳・障害年金
- 休業支援金・給付金・生活福祉金等申請書等
- 債務整理、自己破産、不当解雇など

精神的な不安を抱えた人にとっては、
制度の申請もひとりではままならない。

支援のための制度があっても、
その情報にたどり着くことが困難。

専門家（弁護士、司法書士など）との協力、連携が必須

就学・学生生活

- 奨学金などの情報提供
- 休学や退学に関する相談
- 休学時における生活費や医療費の支援
- 退学時の学費返還

施設間格差（就学、措置延長など）

修学支援制度や民間の給付型奨学金を利用して進学したが、心身の不調などにより休学すると奨学金がストップ。

休学時、退学時を想定した安心して利用できる修学支援制度が必要

住まいや暮らし

- 不動産屋への同行
- 連帯保証人、身元保証人、緊急連絡先
- 住所の記載、郵便物の引き取り
- 隣人トラブル、騒音、安心でない空間

身元保証人確保対策事業の拡大が必要（措置解除後2年以内、原則3年）保証人を必要としているひとの相談は退所後数年以内にとどまらない

片付けられない・捨てられない⇒選べない

医療 からだとこころ

- 精神科・産婦人科への通院同行
- 医療従事者との連携
- 医療費のサポート
- 入退院の手続き
- 定期的な面談 呼吸 瞑想 催眠など

トラウマへの理解

「なくす」でなく、ともに生きる

回復は螺旋階段

ソマティックなアプローチ

私たちの健康と安心

性虐待 性被害 性暴力

- 望まない(予期せぬ)妊娠・中絶・出産等
リプロダクティブヘルス・ライツに関する困難
- セクシャルハラスメント パワーハラスメント ストーカー DV
- ポルノ被害(AV強要) など

**性に関する困難や被害は、妊娠に関するもの以外
は男女ともにある**

被害故の症状、解離やさまざまなアディクション

児童虐待への理解 予防 防止

○ MYTREEプログラムの実施

虐待をしてしまった親への回復支援は、親の苦しみを理解し寄り添うことから始めることが必要。

親の回復プログラム普及のためには、実践する人材の育成及び、実践団体が円滑に実施できるよう支援が必要。

連携協働するひと 場所

児童養護施設等の職員

特別支援校・大学等の教員

児相・子家専職員 議員

保健所 婦人保護施設 母子生活支援施設

弁護士 司法書士 医師 助産師 大学

各支援団体

(女性・DVホームレス支援・学習支援・障害者支援)

農家 学生 マスコミ

不動産屋 企業・企業で働くひとたち

地域のひとたち

相談してくれるひとたち

アフターケア事業全国ネットワーク えんじゅ



アフターケア事業の
全国ネットワーク
「えんじゅ」です。

児童福祉法改正に伴って

社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

- 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。
- 社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

ゆずりはで大切にしていること

「安心」「正直」「ありがとう」「楽しい」

• 相談者の方への心からの敬意と感謝

生きてきてくれてありがとう 相談してくれてありがとう

• 安全よりも安心

• 仲間への尊重、敬意、感謝

• 多様な機関との連携 face to face

• 教育、指導でなく、理解と寄り添い

• 「正しい」「あなたのため」の押し売りをしない

• 自分の価値観を手放す

• 丁寧に、具体的に、迅速に

• 何度でも、大丈夫

• ユーモア 楽しい気持ち

• セルフケア



「安心」と「楽しい」をいっしょに！